

FUCHU SOUP MARCHE

ブース出店者募集のご案内



2027 年 1 月に「FUCHU SOUP MARCHE」を開催いたします。

今回は新庁舎竣工に合わせて、記念となる初開催イベントとして、会場をけやき並木通りから、府中市役所「通り庭」に移しての実施となります。

スープマルシェは真冬でも楽しめるスープをメインにホットグルメを食べながら、みなさまにココロもカラダもほっこりとあたたまる一日を過ごしていただくイベントです。

会場内で出店を希望される事業者様は「出店要項」をご覧くださいの上、ご応募いただきますようお願いいたします。

みなさまと一緒に「来てよかった！」「楽しい時間を過ごすことができた！」と多くの方々に感じていただけるイベントにしていきたいと考えております。

3 回目となる今回も、よりコンセプトに合わせ、充実したイベントにしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

2026 年 9 月
府中市・まちづくり府中

FUCHU SOUP MARCHE 出店要項

【開催概要】

●名 称

キテキテ府中「FUCHU SOUP MARCHE (フチュウ スープ マルシェ)」



●目 的

府中駅および府中本町駅周辺において「FUCHU SOUP MARCHE」を開催することにより、商業地域の核となる駅周辺のにぎわいを創出するとともに、府中市を中心とした個店の個性に気づききっかけを作り、“ひと”と“まち”が繋がることで府中市内全域の地域活性化に資することを目的とする。

●主 催

府中市・まちづくり府中

●開催日時

2027 年 1 月 24 日 (日) 10:00～15:00

※荒天中止(時間雨量 1mm 程度の場合、決行の可能性あり)、延期なし

●会場

府中市役所「通り庭」

(京王線府中駅より徒歩 7 分/JR 線府中本町駅より徒歩 6 分)

通り庭で初開催のイベントになります！

地面に緩やかな勾配が見られる区画があります。

可能でしたら、事前に現地見学をお勧めいたします。



※写真は過去開催の様子です。



※CG イメージ

【コンセプト】

“スープでホッとあったマルシェ”

府中市内外の魅力あるお店のスープと出会えるマルシェ。

1年の中で最も寒さが厳しくなる大寒、つい家の中で過ごしてしまう冬の週末に、あえて一步外に踏み出して、行ってみたくなる、食べてみたくなるスープが府中に大集結！
来場したみんなの身体があたたまるスープやコンテンツで、また訪れたいまちを演出します。



※写真は過去開催の様子です。

【出店募集について】

●出店対象

・「府中スープマルシェ」の目的に賛同し、コンセプトのスープをメインメニューとして提供できる事業者

- ・スープに合うパン・おにぎり専門店（スープに合うものやマルシェ限定の商品など歓迎！）
- ※2～5 ブース出店を予定

《スープのメニュー例》

味噌汁、豚汁、けんちん汁、ミネストローネ、サムゲタン、甘酒、お汁粉…など
あたたかいスープであれば、ジャンルは問いません。

[注] 調理行為を行う食品は、1小間1品目1工程のみです。（食品衛生法による）

※ スープのレトルト商品販売など可。（市販品）

●募集数

- ・キッチンカー 7店程度（別途募集要項あり）
- ・テントブース 18店程度

●小間について

- ・1小間のサイズは 2m×2m
- ・テント前方 0.5 m 利用可能（間口 2 m）

●出店申込み方法

締切日厳守で申込フォームよりお申し込みください。

<https://forms.gle/Lv4ZrBZpxr6PdaQQ6>



【料金について】

●基本出店料

1 小間: 12,100 円(税込) ☆備品 3 点セット付き ※出店決定後に、振込にてお支払い。

《貸出備品 3 点セット》

テント 200×200 cm	折りたたみテーブル 180×45×70 cm	テラス椅子 40×40×80 cm
※色は緑・茶。 指定はできません。	※材質: チークまたは樹脂 (軽量)	※座面にすき間あり
		
	指定はできません。	

[ご注意]

各店舗にて、加熱用の発電機やカセットコンロ／IH コンロをご準備ください。

発電機やカセットコンロの持ち込みは、必ず事前申請してください！

●有料追加レンタル備品

申込時に申請ください。後日の追加／キャンセルを承ることはできません。

価格は全て税込です。

展示用木箱(4箱) 1,100 円 1 箱あたり 60×30×9 cm	テラステーブル 550 円 50×55×70 cm	テラス椅子 330 円 40×40×80 cm
平置きもできます	卓面にすき間あり	座面にすき間あり
		
折りたたみテーブル 1,100 円 180×45×70 cm	テーブルクロス 1,100 円 140×240 cm	電源 3,300 円 100V(200V) 対応
		

【出店の条件】

●下記の条件を満たすこと

- (1)事業者登録を行っていること。
- (2)農産物・加工品を生産・加工されている方、飲食店営業や食品販売等の提供を行う事業者。
調理を伴う品目を扱う場合は、カセットコンロ、IHコンロのみ使用可能。
- (3) スープを下記のいずれかの方法で提供ができること。
 - ①設備の整った調理場で当日仕込んだ材料(具材、スープのベースなど)を持ち込み、
会場で最終工程のみ行い提供する。 **※調理後は常時 55℃以上を維持する。**
 - ②設備の整った調理場で当日調理したものを鍋のまま会場に持ち込み、
容器に入れて提供する。 **※運搬～提供時も常時 55℃以上を維持する。**
- ③レトルトパウチの商品を湯煎で温めて提供する。
 - ④会場で調理工程のないパウチ加工済み商品を販売する。
個包装および商品ラベルを貼付すること。常温販売が可能なもの。
 - ⑤仕入品をそのまま販売する。 **※製造者による表示のあるもの。**
- (4)後述の「販売の際に使用する容器包装類への配慮について」にご協力いただける事業者。
- (5)開催の後日、売り上げの報告並びにアンケートへご回答いただける事業者。

P.10「調理販売についてのお願い」も、必ずご一読ください。

※事業所のホームページ等で所在地を明示していない場合には、別途開業届等の資料をお送りいただく必要があります。

■販売の際に使用する容器包装類への配慮について

府中市は、2050 年度に二酸化炭素実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しています。出店者の皆様におかれましては、紙素材・木製容器、バイオマスプラスチック、リサイクルプラスチック等を極力ご利用いただきつつ、簡易包装での提供をお願いいたします。

【マルシェ出店までの流れ】

1. 出店申込み

申込締切、書類提出期限：2026 年 10 月 18 日(日) まで

下記フォームに必要事項を入力の上お申し込みください。

また、本出店要項最下部に記載されている「反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約」をよくお読みいただき、同意の上、申込みください。

※提供する商品を簡条書きで記載ください。出店審査の対象となります。

・出店申込フォーム

<https://forms.gle/Lv4ZrBZpxr6PdaQQ6>

・書類提出先:まちづくり府中

メールアドレス:info.kitekitefuchumarche@gmail.com FAX:042-370-1785



申込受付後 5 営業日以内に、事務局より受付完了メールを送付いたします。返信がない場合は受信できていない場合がありますので必ずご確認をお願いします。申込締切後はいかなる理由でも受付できませんので、余裕を持って申込みください。

※記載事項の確認や、追加必要書類の送付をお願いする場合があります。

1.書類の提出

◎商品写真を 2～3 点、メールにて送付。(店舗写真もあれば)

※出品スプの写真をお願いいたします。

※パンフレット・WEB・SNS に掲載するため、食品は明るく画質の良いものが好ましい。みなさん写真を見て、お店を選びます！

その場で調理して販売を行う場合

①飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、食料品等販売業等の営業許可書(写し)

②「臨時出店届」A・B 各 1 枚ずつ

A:会場で調理行為を行う商品(原則 1 小間につき 1 品、1 工程のみ)

※トッピングを振りかける、ポットからコップに注ぐなどの行為も調理行為(1工程)になります！

B:当日、調理場で調理したものをパウチ加工して会場荷運び、ブースで陳列販売する商品。(例:パン・弁当)

※1枚にまとめて、販売する食品を全て記入する。

③「衛生管理計画表」(写し)

自店で既に衛生管理計画表をご作成済の事業者は写しをご提出ください。お持ちでない事業者は、別紙の「衛生管理計画表①」「衛生管理計画表②」へ記入し、ご提出ください。

調理を伴わない、食品販売のみの場合

①飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、食料品等販売業等の営業許可書(写し)

②「臨時出店届」B 1 枚 ※1枚にまとめて、販売する食品を全て記入

B:当日、調理場で調理したものをパウチ加工して会場に運び、ブースで陳列販売する商品。(例:パン・弁当)

③「衛生管理計画表」(写し)

自店で既に衛生管理計画表をご作成済の事業者は写しをご提出ください。お持ちでない事業者は、別紙の「衛生管理計画表①」「衛生管理計画表②」へ記入し、ご提出ください。

2. 出店可否の決定

可否の連絡:2026 年 11 月 2 日(月)頃を予定

応募数、販売品目、下記の【審査基準】を加味して総合的に審査し、事務局より出店可否決定通知メールをお送りいたします。

【審査基準】

①オリジナリティ ②府中や近隣都市との関係性／親和性

③新規性・将来性(府中や近隣都市の賑わい創出として)

④コンセプトとの適合性 ⑤期日やルールを遵守できること

3. 出店料の振込

振込み期限:2026 年 11 月 9 日(月)

出店が決定した方は、出店決定通知メールに記載の金額を事務局指定の口座にお振込ください。 ※振込手数料はご負担ください。

4. 資料送付

(郵送いたします)

①ポスター(A3)、パンフレットなど

②出店料・貸出料の領収証(PDF 送付)

5. 出店者説明会

(オンライン)

当日の流れ、注意点を確認、疑問点を解消するため、オンライン説明会を実施します。お忙しいところ大変恐縮ですが、出店者は原則ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

出店者説明会日程(下記のどちらかにご参加ください)

①2027 年 1 月 7 日(木) 15:00～16:00

②2027 年 1 月 7 日(木) 19:00～20:00

6. マルシェ当日

調理行為は当日のみ可能。前日まではスープの仕込みも不可。

時間に余裕を持って準備ください。

【当日のタイムスケジュール】(予定)

時 間	全体の動き	出店者の動き
朝 6:00～ 予定	★通り庭 開門 会場設営開始 テント運搬&設置	・市役所市営駐車場(地下)をご利用ください。 8:00～23:00(入庫は 22:00 まで)※有料 ・搬入出はエレベーターを利用。一般のお客様の 迷惑にならないように気をつけてください。
～ 9:00	★主催者による 区画内に貸出備品 配置	・8:45～9:45 本部テントで受付 受付時に「記録表」を提出
9:00	★出店者出店準備	・受付後、区画内で備品設営、販売準備
10:00	★マルシェ開始	・販売開始 ※販売開始時間を必ず守ってください!!!! 来店者には開始時刻まで待機してもらう。
		・完売した場合は、本部までご報告ください。 ・15 時前の撤収作業は原則禁止。
15:00	★マルシェ終了 片付け開始	・営業終了→ 片付け・清掃 ※貸出備品は区画内にまとめてください。 ・備品やゴミは全てお持ち帰りください。
16:00～	★撤収作業、搬出開始	
17:00	★完全撤収	完全撤収

※搬入出の詳細は説明会でご案内します。

【搬入出について】

- 会場への搬入出は市役所の市営駐車場(地下)または、近隣駐車場を利用し、台車などでの運搬をお願いします。(駐車料金は各出店者でご負担ください。)
- ※近隣商業施設内のエレベーターでは台車を利用しないでください。

【その他】

●出店配置について

全体のバランスを鑑みて、主催者側で決めさせていただきます。
区画位置の希望・変更は受付できません。

●イベント開催の中止・中断について

不測の事態が生じた場合は、主催者がマルシェ全体または一部の運営を中止、中断の判断をします。出店者はこの決定に従うものとし、主催者はこれによって生じた出店者および関係者の損害を補償しません。

- ・荒天・爆風・地震などの警報・注意報発令
- ・熱中症・食中毒などの集団発生、感染症の感染拡大(各関係者の指導があった場合)

主催者が危険または実施不可能と判断する事象が発生した場合の中止・中断の決定時期は次に掲げる通りとします。

① 1月 22 日(金)17:00 に状況判断

※中止の決定のみ、各出店者へメールにて連絡(出店料全額返金)

②マルシェ当日急遽の状況判断

※中止の決定のみ、速やかに各出店者の緊急連絡先へ電話にて連絡(出店料全額返金)

③マルシェ開催中は適宜状況により判断

●トラブル等について

お客様からの苦情は、各出店者が責任を持って対応していただくようお願いいたします。

商品や現金は、出店者の責任にて管理してください。販売行為に関してのトラブル(食中毒など)、人身事故、物損や盗難などの事故が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。主催者(まちづくり府中)は一切の責任を負いません。

●出店のキャンセルについて

出店決定後のキャンセルは原則お受けできません。振り込み後の出店経費はご返金できませんのでご了承ください。なお、出店者都合のキャンセルであるにも関わらず出店経費をお支払いいただけない場合は、今後のイベント出店について、お断りさせていただく場合がございます。

●注意事項

- ・衛生上、レジの担当者と調理行為の担当者は分担ください。
- ・販売時の支払方法は各店に一任いたします。
- ・「商品名」や「価格(税込)」が一目でわかるように、値札などの表示を可能な限り行ってください。価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。

- ・排煙、臭気、振動、大音量を伴うもの、公序良俗に反するもの、法令違反の商品は持ち込めません。
- ・道路や歩道を汚さないように努めてください。撤収後に汚れが見られた場合は、清掃のご協力をお願いするとともに、今後出店をお断りする場合があります。
- ・会場内のゴミ箱はお客様専用になります。出店者側で発生したゴミの回収は行いません。自出店場所のゴミは放置せず、出店者責任のもと必ずお持ち帰りください。
- ・ストックヤードはありません。在庫の保管は区画内で行ってください。
- ・行列になった際、誘導スタッフの配置、または列の整理を行い最後尾の目印を付すなど、混雑を防ぐ措置を各出店者にて行ってください。(本部で最後尾サイン貸出あり ※要返却)
- ・調理を伴う(飲料の提供を行う)店舗は、180以上のコック付き水タンクと、水受け用バケツを設置してください。調理品目ごとに複数セット・テーブルを分けてご用意いただく場合があります。
- ・出店者につきましては、各自賠償責任保険にご加入ください。
- ・施設を汚損・破損、貸与品を損傷・紛失等された場合には補償していただきます。

●守っていただく事項

出店時に、以下の事項を厳守してください。守っていただけない場合、即刻退場いただく場合があります。また、今後のイベント出店についてもお断りさせていただく場合がございます。

- ・食品衛生に関する保健所、事務局の指示を守ること。
- ・申込時の品目以外の食品の販売をしないこと。(追加書類の提出は原則認められません。)
- ・会場で飲酒・喫煙をしないこと。
- ・利用規制につき主催者の指示に従うこと。
- ・他出店者やお客様に迷惑をかけないこと。
- ・申込者(代表者)以外の方に出店の権利を又貸ししないこと。
(当日、必要に応じて主催者より身分証の提示を求める場合があります。)
- ・販売については、テントの区画内で行うこと。
- ・テント等備品を破損した場合は、事務局に届け出ること。
- ・区画内や周辺に付着した汚れは清掃し、綺麗にすること。
- ・その他、主催者・事務局・スタッフの指示に従うこと。

※過失内容により、相応の費用弁済をいただく場合があります。

※係員の指示に従わない場合、退場していただく場合があります。主催者の判断により退場していただいた場合、出店料の返金や損失の補填はいたしません。

●記録写真の使用について

開催当日、イベント会場内や各店の写真を撮影します。(店舗名や出店者様の顔なども含まれます)予めご了承ください。撮影した写真は、ホームページやSNS、その他当日や次回以降の広報等で使用する場合があります。

●出店者情報の取扱いについて

事務局では出店申込者等からご提供いただいた情報については、当イベント及び府中市又はまちづくり府中が実施する事業についてのご案内の際に利用し、それ以外には利用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。また利用目的に照らして不要となった情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【食品の調理や販売を行う出店者さまへ】

●食品販売の衛生管理など

- ・加工食品の販売や会場内での調理には、保健所の許認可届け出が必要な場合がありますので、出店者の責任において各種法令を確認の上、必要に応じ取得してください。
- ・「行事における臨時出店届」と「営業許可書(写し)」を事務局にて取りまとめて保健所へ提出します。取り扱える食品の品目については、東京都福祉保健局が定めた取り扱い品目のみとし、品目の可否については、多摩府中保健所が判断いたします。申込みの前に臨時出店者の取り扱える品目をご確認ください。
- ・出店の際は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- ・会場内において、保健衛生に関する指示があった場合は、必ず従ってください。

●調理販売についてお願い

- ①調理行為に関しては、保健所の基準に則って判断いたします。
盛り付け、トッピング、まぜるなどは、臨時出店届けを申請してください。
許可のない店は、調理行為による販売はできません。
- ②食品衛生法、JAS 法に基づく食品表示を順守してください。また、食品を取扱う出店者は、食品衛生法を遵守し、食中毒などの事故を防止してください。
- ③火器(発電機・カセットコンロ)を使用する場合は、1 台につき、消火器 1 台を用意して安全に注意してください。
- ④現場で焼く、煮る、揚げる、蒸すなど、最終的に加熱して仕上がる料理にしてください。
煮込み料理など、事前に加熱調理したものを常時 55℃以上で保温、お客様に提供する直前に再加熱(75℃以上で1分以上熱し、中心部まで十分に火を通す)することが原則です。
- ⑤生もの(肉、魚、野菜)は提供できません。必ず加熱提供してください。
- ⑥現場で生鮮食材をカットするのは禁止。
- ⑦乳類(クリーム)・カレーなど粘度の高い商品は、包装の如何を問わず禁止します。
- ⑧食材の温度管理を徹底してください。
- ⑨保健所に申請した食品以外は提供できません。
- ⑩こまめに消毒してください。

お申込み・お問合せ

まちづくり府中

〒183-0022 東京都府中市宮西町 2-8-3 野口ビル2階
TEL 042-370-1960(平日 9:00-17:30) FAX 042-370-1785
E-mail: info.kitekitefuchumarche@gmail.com

反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約

1 私(個人・法人・団体)及び共同出店者、または販売を行うスタッフ(従業員等)は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) その他前各号に準ずる者及び団体

2 私(個人・法人・団体)及び共同出店者、または販売を行うスタッフ(従業員等)は、現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) 役職員又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

3 私(個人・法人・団体)及び共同出店者、または出店を行うスタッフ(従業員等)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 私(個人・法人・団体)及び共同出店者、または出店を行うスタッフ(従業員等)は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、まちづくり府中より出店停止・拒絶を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、まちづくり府中が専門機関(府中警察署)に照会することについて同意します。

以上